

意見聴取要請(平成17年5月12日現在)

平成17年5月12日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

農林水産省から

薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての承認・再審査をすること

1. 平成15年8月5日付 15消安第987号

- ・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
- ・エトキサゾール(原薬)

審議中

2. 平成16年10月29日付 16消安第5870号

- ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5% H V液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)
- ・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)
- ・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)
- ・チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)

審議中

- ・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)
- ・フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体(バナミン)及び馬の消炎鎮痛剤(バナミン注射液5%)

第27回審議予定

3. 平成16年12月3日付 16消安第6970号

- ・リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原薬)及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)

意見募集終了

- ・ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)

審議中

4. 平成17年3月11日付 16消安第9969号

- ・鶏の産卵低下症候群 -1976(油性アジュバント加)不活化 ワクチン(オイルバックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C及び日生研EDS不活化オイルワクチン)

意見募集終了

- ・ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)並びに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
- ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)

審議中

5. 平成17年4月11日付 17消安第66号

- ・豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキシソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研ARBP混合不活化ワクチンME)

意見募集中

- ・オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤

審議中

- ・セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)

審議中

*明朝体記載は再審査

5. 平成15年12月8日付 15消安第3979号

・薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項(第23条において準用する場合を含む)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち1の飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる別紙2の抗菌性物質が薬事法及び獣医師法(昭和24年法律第186号)の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について

意見募集終了

厚生労働省から

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. 平成15年8月5日付 厚生労働省発食安第0805006号

- ・エトキサゾール

審議中

2. 平成17年4月11日付 厚生労働省発食安第0411001号

- ・豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキシソイド混合(油性アジュバント加)ワクチン

意見募集中

3. 平成17年4月11日付 厚生労働省発食安第0411002号

- ・オルビフロキサシン

審議中